

長期収載品(先発医薬品)の 選定療養について

診療報酬改定により2024年10月1日から長期収載品※を患者さんが希望した際に選定療養費として自己負担が発生します

※長期収載品とは既に特許が切れており、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品のこと

【選定療養費の対象となる長期収載品(先発医薬品)】

後発医薬品の発売から5年以上経過した長期収載品(先発医薬品)または、後発医薬品への置き換え率が50%以上となっている長期収載品

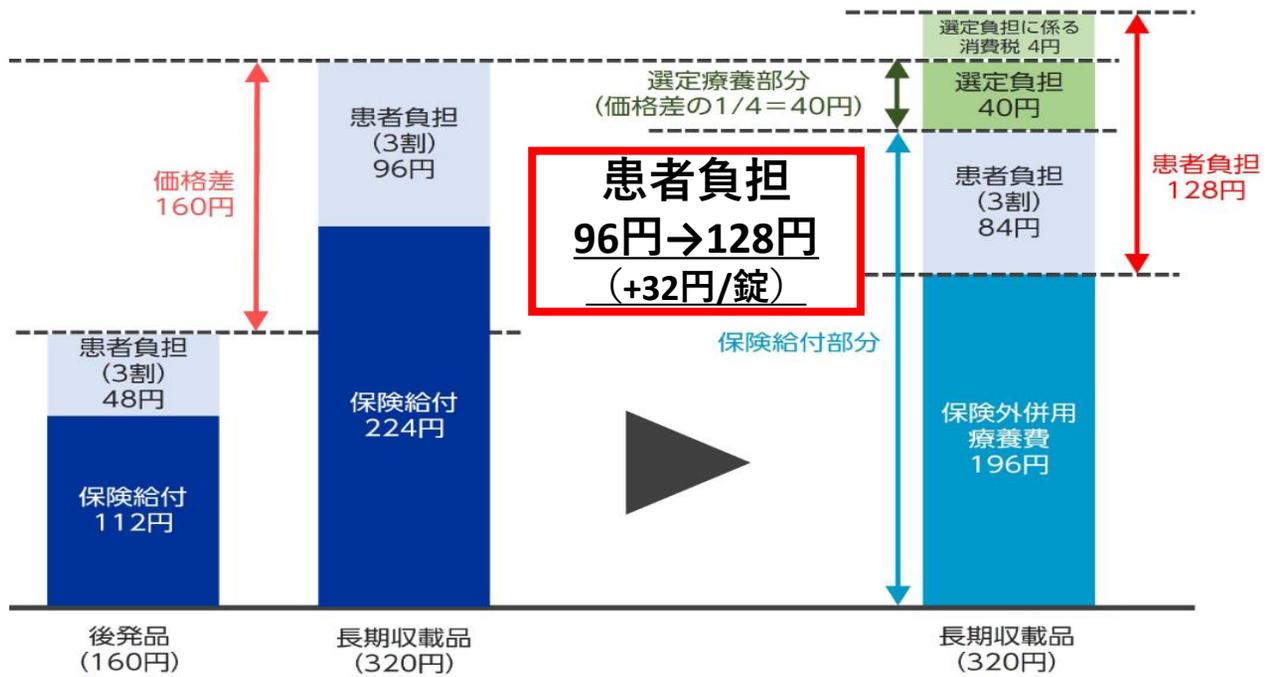
【自己負担額】

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1と消費税

ジェネリック
(後発品)
を使おう!



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



【参考例：後発品160円・長期収載品320円/3割負担の場合（1錠あたり）】

【選定療養費の対象外となる場合】

医療上長期収載品の必要があると認められる場合および後発医薬品を提供することが困難な場合は引き続き保険給付となります。

公立陶生病院